

平成27年度幕別町の人事行政の運営等の状況

ラスパイレース指数(一般行政職)

ラスパイレース指数とは、国家公務員の給料水準を100とした場合の地方公務員の割合を示したものです。類似団体の平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレース指数を単純平均したものです。

幕別町は、平成26年4月現在で97.3となっています。

平均給料額、平均年齢など(一般行政職)

職員の給料は、職務の内容と責任に応じた級と号給から成り立つ給料表に定められています。

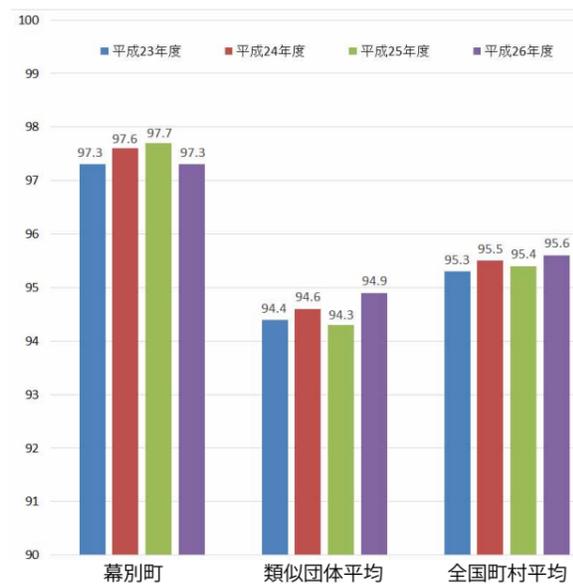
区分	平成26年度	平成27年度	
平均給料月額	309,817円	308,986円	
平均年齢	41.8歳	42.7歳	
初任給	大卒	172,200円	174,200円
	高卒	140,100円	142,100円

(各年4月1日現在)

職員数の状況(各年4月1日現在)

部 門	平成26年度	平成27年度	前年度比較
一般行政部門			
議 会	4人	4人	0人
総 務	54人	63人	9人
税 務	12人	11人	△1人
民 生	46人	44人	△2人
衛 生	15人	14人	△1人
労 働	1人	1人	0人
農林水産	27人	27人	0人
商 工	5人	5人	0人
土 木	23人	21人	△2人
特別行政部門			
教 育	27人	26人	△1人
公営企業等会計部門			
水 道	5人	5人	0人
下水道	4人	4人	0人
その他	14人	13人	△1人
合 計	237人	238人	1人

※職員数は、すべての会計に属する職員数であり、臨時職員と非常勤職員を除いています。



特別職の給料等の状況

区分	平成26年度	平成27年度	
給料	町 長	830,000円	830,000円
	副町長	684,000円	684,000円
	教育長	608,000円	608,000円
報酬	議 長	323,000円	323,000円
	副議長	258,000円	258,000円
	常任委員長	231,000円	231,000円
	議 員	212,000円	212,000円

勤務時間の状況

一週間の勤務時間	38時間45分	
一日の勤務時間	7時間45分	
勤務時間の割振	始業時刻	午前8時45分
	終業時刻	午後5時30分
	休憩時間	午後0時～午後1時
	週休日	土曜日、日曜日

人事行政における公平性と透明性を高めるため、「幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、町職員の給与や職員数、勤務条件などを公表します。
※人事行政の運営等の状況の詳細は、役場1階ロビー、札内支所、忠類総合支所で閲覧することができます。また町のホームページ「町政情報」にも掲載しています。

人件費の状況(平成26年度決算)

区分	普通会計	企業会計
歳出額(A)	14,704,907千円	568,398千円
人件費(B)	1,845,256千円	21,019千円
人件費率(B/A)	12.5%	3.7%
(参考)H25人件費率	12.5%	3.5%

※人件費は、職員の給料および共済費の総額のほかに、町議会議員や審議会などの委員に支払う報酬を含んでいます。

職員給与費の状況(平成26年度決算)

区分	普通会計	企業会計
職員数(A)	213人	3人
給料	801,405千円	12,855千円
	206,070千円	3,491千円
	296,455千円	4,673千円
	計(B)	1,303,930千円
一人当たりの給与費(B/A)	6,122千円	7,006千円

※職員手当には退職手当を含んでいません。
※企業会計職員数には、一部の公営企業等会計部門の職員は含まれていません。

分限処分と懲戒処分の状況

分限処分とは、勤務実績が良くない場合や心身の故障などの理由で、職務が十分に果たせないなどの場合に、公務能率の維持を目的に職員に対して行う処分です。

また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図ることを目的として行う制裁的処分です。

平成26年度は、分限処分が0件、懲戒処分(減給)が1件でした。

休暇の状況

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇(産前・産後、育児、忌引、夏季休暇など)、介護休暇などがあります。年次有給休暇は年間20日間、職員に付与され、その年に使用しなかった日数がある場合は、20日を超えない範囲で翌年に繰り越すことができます。

平成26年の職員1人当たりの平均取得日数(年次有給休暇)は、9.8日でした。

職員の研修の状況(平成26年度)

職員研修は、町行政を担う職員一人ひとりが、住民との協働の町づくりを考え、効率的かつ効果的な行政運営に努めるため、職員の資質の向上を図ることを目的に実施しています。

区分	内容	延べ参加人数
職場研修	業務上必要な専門知識等の習得を目的に実施する研修	339人
特別研修	国等への派遣研修、各種研修機関等が実施する研修	124人
自主研修	職員の自主的なプログラム等に基づき行う研修	0人

公平委員会の状況

公平委員会とは、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するため、職員からの措置要求等を審査する独立した機関です。

職員は、この公平委員会に対し、勤務条件に関する措置の要求や不利益処分に対する不服申立などを行うことができますが、平成26年度については、該当がありませんでした。

【問い合わせ先】総務課総務係(TEL 0155-54-6608)